

文教警察委員会説明資料

○大分市佐賀関の大規模火災に伴う警察措置について・・・・・・・・・・P2

【付託案件の審査】

・第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・P6

【諸般の報告】

・「大分県暴力団排除条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメントの
実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

・運転免許関係業務の受付時間の見直しについて・・・・・・・・・・P9

大分県警察本部



資料1 ～県警ヘリコプター「ぶんど」のヘリテレ映像

① 南西側から撮影



② 南側から撮影



③ 蔦島を西側から撮影



資料2 ～ 県警ヘリコプター「ぶんど」のヘリテレ映像

田中地区の状況



資料3 ～ 交通規制、警戒警ら活動（窃盗被害防止対策）



| | | | | |
|----------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 9 警 察 費 | | 28,200,324 | 502,759 | 28,703,083 |
| | 1 警 察 管 理 費 | 26,674,877 | 502,759 | 27,177,636 |
| 10 教 育 費 | | 128,562,305 | 2,061,442 | 130,623,747 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 15,771,146 | 2,061,442 | 17,832,588 |
| 歳 出 合 計 | | 713,927,224 | 22,179,244 | 736,106,468 |
| | | | | |

第9款 警察費

502,759 千円

第1項 警察管理費

502,759 千円

| 目 | 既 決 予 算 額 | 補 正 予 算 額 | 計 | 節 | | 事 業 名 | 金 額 | 補正予算額財源内訳 | | | | 説 明 |
|---------|-----------------------|-----------------------|------------|--------------------------|------------------------------|-------------|---------|------------------|--------|-------------|------------------|--------|
| | | | | 区 分 | 金 額 | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | | | | | 国庫支出金 | 県 債 | そ の 他 | | |
| 2 警察本部費 | 23,722,325 | 502,759 | 24,225,084 | | | | 502,759 | | | | 502,759 | |
| | | | | 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 | 245,251 233,546 23,962 | 給与費 | 502,759 | | | | 502,759 | |
| 計 | 26,674,877 | 502,759 | 27,177,636 | | | | 502,759 | | | | 502,759 | |

「大分県暴力団排除条例」の一部改正について

改正の目的

青少年のための良好な環境の確保

青少年の健全育成の推進

繁華街における暴力団と事業者の関係遮断

大分県からの暴力団排除の更なる推進

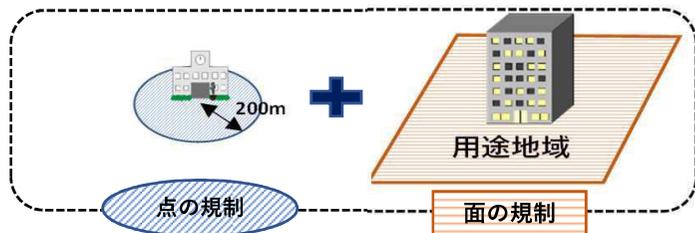
1 暴力団事務所に対する規制強化【拡大・新設】

現行

- 保護対象施設の周囲200メートル以内の事務所開設・運営禁止
 ・保護対象施設である学校や公民館等の周囲200メートルにおける事務所開設・運営を禁止
 →罰則：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

改正後

- 現行の保護対象施設に都市公園法第2条に規定する都市公園を追加【拡大】
- 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の事務所開設・運営禁止（工業専用地域を除く）【新設】
 ・違反者に対する措置：中止命令
 →命令違反には罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

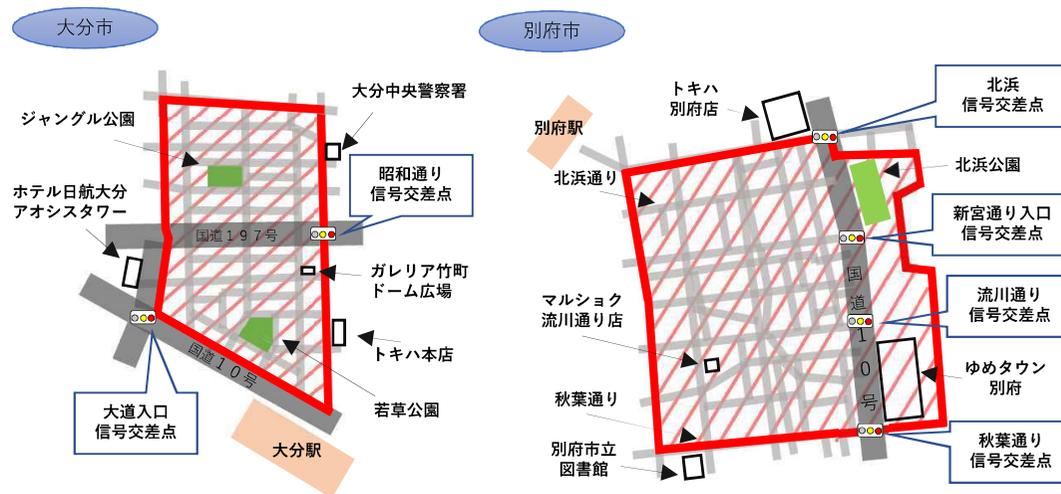


2 暴力団事務所への青少年の立ち入らせに対する規制【新設】

- 正当な理由がある場合を除き、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることを禁止
 ・違反者に対する措置：中止命令・再発防止命令
 →命令違反には罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

3 暴力団排除特別強化地域の指定及び資金獲得活動の規制を強化【新設】

- 暴力団排除特別強化地域を指定
 【大分市】都町一丁目から四丁目、中央町一丁目から四丁目
 【別府市】北浜一丁目、楠町、元町
- 特定営業者
 風俗営業、性風俗関連特殊営業、飲食店営業、スカウト業 等
- 禁止行為
 上記特別強化地域内における暴力団員と特定営業者間のみかじめ料等の授受等を禁止
- 違反者に対する措置
 →罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



暴力団排除特別強化地域



運転免許関係業務の受付時間の見直しについて

【目的】

■ 制度改正等への適切な対応

- 令和7年10月から厳格化された外免切替、警察庁において検討が進められているモバイル免許証の導入等の制度改正等に対応することが必要となっている。
- 一方で、現状のままでは、時間外勤務の大幅な増加等業務負担が過大になることが懸念され、長期的視点から県民サービスの質を確保するための検討が必要となっている。
- そこで、他県の取組状況を踏まえ、運転免許関係業務の受付時間を見直しつつ、県民ニーズに柔軟に対応することとするもの。

【見直しの概要等】

現状

■ 運転免許センター

- 免許更新等受付日：日曜日～**金曜日（週6日）**
- 免許試験受付日：月曜日～**水曜日、金曜日**（2、3月を除く。）

| 区分 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|-----|---|---|---|---|-----|-----|
| 免許更新等 | → | | | | | | 閉庁日 |
| 免許試験 | 休業日 | → | | | | 休業日 | |
| 再交付 期限切れ | | → | | | | | |

■ 警察署・幹部交番（杵築、津久見）

- 受付日時：月～金曜日 9時～16時

| 区分 | 9時 | 12時 | 13時 | 16時 | 17時45分 |
|------|---------|-----|-----|-----|--------|
| 受付時間 | ※交代で昼休憩 | | | | |

見直し後

■ 運転免許センター

- 免許更新等受付日：日曜日～**木曜日（週5日）**
※ **金曜日も有効期間の末日、別日に手続きができない等特別な事情のある方の手続きは、引き続き行う。**
- 免許試験受付日：月曜日～**木曜日**（2、3月を除く。）

| 区分 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|-----|---|---|---|---|-------------|-----|
| 免許更新等 | → | | | | | 休業日 (新設) | 閉庁日 |
| 免許試験 | 休業日 | → | | | | 休業日 (移設) | |
| 再交付 期限切れ | | → | | | | | |

■ 警察署・幹部交番（杵築、津久見）

- 受付日時：月曜日～金曜日 9時～**12時、13時**～16時

| 区分 | 9時 | 12時 | 13時 | 16時 | 17時45分 |
|------|----|-----|--------------|-----|--------|
| 受付時間 | → | | 休業時間 (新設) | → | |

■ 全国の運転免許センター免許更新等取扱日の見直し状況（週6日→5日）

- 見直し県：青森、新潟、富山、山口、福岡、長崎、熊本の7県
- 令和8年1月から4月までに見直し予定県：宮城、山形、愛知、高知、鹿児島島の5県

■ 九州各県の警察署受付時間の見直し状況（昼休業導入）

- 見直し県：長崎、熊本、鹿児島島の3県

【運用開始日】

① 令和8年1月13日（火）～試行運用開始

② 令和8年4月1日（水）～本運用開始

文教警察委員会資料

(1) 合い議案件の審査

| | |
|---------------------------------|---|
| 第 125 号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について | 2 |
| (付託委員会：総務企画委員会) | |

(2) 付託案件の審査

| | |
|--------------------------------------|---|
| 第 123 号議案 大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について | 4 |
| (付託委員会：土木建築委員会) | |
| 第 124 号議案 令和 7 年度大分県一般会計補正予算 (第 3 号) | 5 |
| (本委員会関係部分) | |

(3) 諸般の報告

| | |
|--------------------------------|---|
| ① 県立学校会計年度任用職員 (非常勤講師) の逮捕について | 6 |
| ② 県立学びヶ丘中学校の開校準備の進捗状況について | 7 |

令和 7 年 1 2 月 8 日 (月)

大分県教育委員会

1 改正理由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行うもの。

2 改正内容

| 対象者 | 項目 | 主な改正内容 |
|----------------------|-------------|--|
| 一般職員 | 給料 | 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額の上上げ (改定額:平均11,058円、改定率3.06%) |
| | 期末・勤勉手当 | 年間支給月数の引上げ 4.60月分→4.65月分(+0.05月分) |
| | 初任給調整手当 | 医師及び歯科医師に対する支給月額の上上げ(416,600円→417,600円) |
| | 宿日直手当 | 宿日直手当の支給額の上上げ(4,400円→4,700円) |
| | 通勤手当 | 駐車場利用者への駐車場使用分の手当を新設(上限5,000円で実費支給) |
| | 特殊勤務手当 | 国が船員作業手当を新設したことに伴い、新たに手当を新設(職級に応じた金額) 手当額 1,670~3,080円 ※海洋科学高校の船員等も同様に新設 |
| 教育職員 | 給料 | ・教職調整額の支給されない管理職への加算措置の上上げ |
| | 教職調整額 | ・教職調整額を4%から10%まで毎年1%ずつ引上げ (R7:4%→R8:5%→R9:6%→R10:7%→R11:8%→R12:9%→R13:10%) |
| | 義務教育等教員特別手当 | ・校務の種類に応じて支給するための改正 ※学級担任への加算 |
| | 特殊勤務手当 | ・多学年学級担当手当:国の制度改正に準じて廃止 ・夜間定時制勤務手当:夜間中学に勤務する事務職員等を対象に追加 200円/日 ・夜間学級勤務手当:夜間中学に勤務する教育職員に定時制通信教育手当に準じた手当を新設 管理職:給料月額の4%、その他:給料月額の5% |
| 任期付職員 | 給料 | 給料月額の上上げ |
| | 期末・勤勉手当 | 年間支給月数の引上げ 3.65月分→3.70月分(+0.05月分) |
| 任期付研究員 | 給料 | 給料月額の上上げ |
| | 期末手当 | 年間支給月数の引上げ 3.45月分→3.50月分(+0.05月分) |
| 会計年度任用職員 | 期末・勤勉手当 | 年間支給月数の引上げ 4.60月分→4.65月分(+0.05月分) |
| 特別職・県議会議員 | 期末手当 | 一般職員や国の改定状況を踏まえて年間支給月数の引上げ 3.45月分→3.50月分(+0.05月分) |
| 非常勤の顧問等 (県顧問弁護士等) | 報酬 | 国の改定に準じ、報酬日額の限度額を上上げ(34,700円→35,700円) |

【参考】 改正条例一覧

| 番号 | 改正条例 | 対象者 | 主な改正内容 |
|----|---------------------------------|--------------|---|
| 1 | 職員の給与に関する条例 | 一般職員 | 給料・初任給調整手当等の引上げ 期末・勤勉手当の支給月数引上げ |
| 2 | 〃 | 教職員 | 教職調整額の支給対象とならない職員への加算 義務教育等教員特別手当の改正 |
| 3 | 〃 | 一般職員 | 期末・勤勉手当の支給月数平準化 |
| 4 | 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 | 教職員 | 教職調整額の引上げ |
| 5 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 | 任期付職員 | 給料の引上げ、期末・勤勉手当の支給月数引上げ |
| 6 | 〃 | | 期末・勤勉手当の支給月数平準化 |
| 7 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 | 任期付研究員 | 給料の引上げ、期末手当の支給月数引上げ |
| 8 | 〃 | | 期末手当の支給月数平準化 |
| 9 | 特別職の常勤職員の給与等に関する条例 | 特別職 | 期末手当の支給月数引上げ |
| 10 | 〃 | | 期末手当の支給月数平準化 |
| 11 | 会計年度任用職員の報酬等に関する条例 | 会計年度任用職員 | 期末・勤勉手当の支給月数引上げ |
| 12 | 〃 | | 期末・勤勉手当の支給月数平準化 |
| 13 | 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例 | 議員 | 期末手当の支給月数引上げ |
| 14 | 〃 | | 期末手当の支給月数平準化 |
| 15 | 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例 | 非常勤の顧問等(医師等) | 報酬の引上げ |
| 16 | 職員の特殊勤務手当支給条例 | 一般職員 | 船舶に乗船する職員への手当を新設 |
| 17 | 学校職員の特殊勤務手当支給条例 | 教職員 | 多学年学級担当手当の廃止 |
| 18 | 〃 | | 夜間中学に勤務する職員を追加 船舶に乗船する職員への手当を新設 |

3 施行日・適用日

①公布の日から施行

- ・一般職等の給料の引上げ、報酬の引上げ 等(令和7年 4月1日適用)
- ・期末・勤勉手当の支給月数引上げ(令和7年12月1日適用)

②令和8年1月1日施行・・・管理職(教育職員)加算措置の引上げ、教職調整額の引上げ、義務教育等教員特別手当の改正 多学年学級担当手当の廃止等

③令和8年4月1日施行・・・期末・勤勉手当の支給月数平準化、特殊勤務手当の創設 等

【1. 改正理由】

別府市が実施する住居表示事業に伴い、県立学校の位置の表示について、規定を改正するもの。

【2. 改正内容】

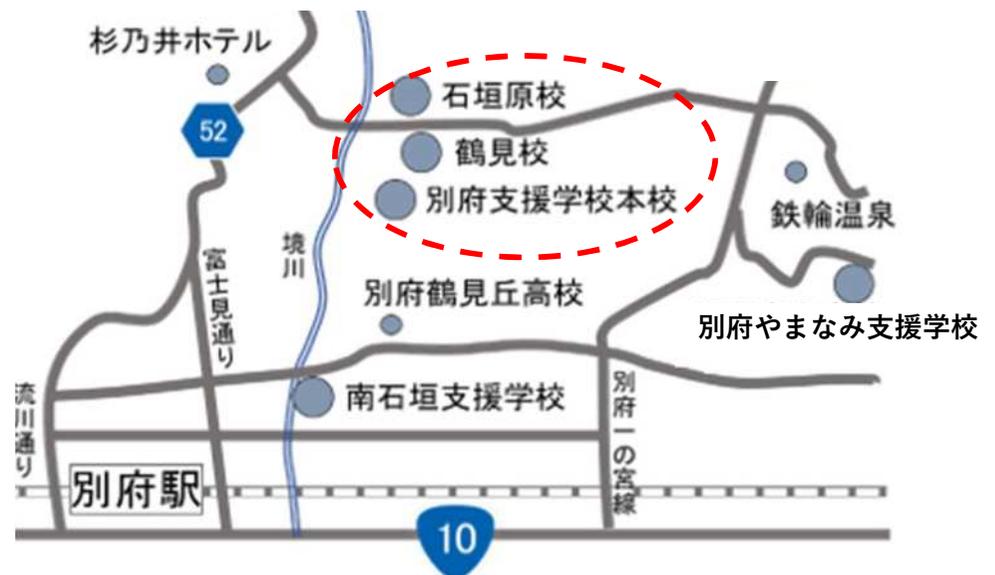
大分県立学校の設置に関する条例 別表 特別支援学校の部

| 名 称 | 位 置 | |
|----------------|-------------------|--------------|
| | 現 行 | 改 正 案 |
| 大分県立別府支援学校 | 別府市太字鶴見四、二二四番地 | 別府市荘園町五六番六八号 |
| 大分県立別府支援学校鶴見校 | 別府市太字鶴見四、〇七五番地一二 | 別府市荘園町六六番八号 |
| 大分県立別府支援学校石垣原校 | 別府市太字鶴見四、〇五〇番地二九三 | 別府市荘園町七三番六六号 |

※大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例分も併せて改正

【3. 施行期日】

令和8年1月10日 ※別府市告示第513号による指定日:R8.1.10



付託案件

第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）について

教育財務課

第10款 第1項 教育総務費

- 31 -

第10款 教育費

2,061,442 千円

第1項 教育総務費

2,061,442 千円

| 目 | 既 決 予 算 額 | 補 正 予 算 額 | 計 | 節 | | 事 業 名 | 金 額 | 補 正 予 算 額 財 源 内 訳 | | | | 説 明 |
|--------|--------------|--------------|------------|--------------------------|--------------------------------|-------|-----------|-------------------|-----|-------|-----------|-----|
| | | | | 区 分 | 金 額 | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | | | | | 国庫支出金 | 県 債 | そ の 他 | | |
| 2 事務局費 | 3,560,599 | 2,061,442 | 5,622,041 | | | | 2,061,442 | 533,360 | | | 1,528,082 | |
| | | | | 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 | 1,114,128 871,242 76,072 | 給与費 | 2,061,442 | 533,360 | | | 1,528,082 | |
| 計 | 15,771,146 | 2,061,442 | 17,832,588 | | | | 2,061,442 | 533,360 | | | 1,528,082 | |

1 職員

県立学校会計年度任用職員(非常勤講師)

2 概要

令和7年11月28日(金)午後0時44分頃、国東市安岐町の路上において、アルコール検査を行った結果、呼気1リットルあたり0.71mgであったため、酒気帯び運転で逮捕された。

3 対応

事実関係を確認の上、厳正に対処する。

諸般の報告② 県立学びヶ丘中学校の開校準備の進捗状況について（10/1～）

【義務教育課】

①入学面談実施後の入学対象者：36名（11/30現在）

| 年代 | ～19歳 | 20～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60～69 | 70～79 | 80～ | 計 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 人数 | 2人 | 2人 | 3人 | 5人 | 8人 | 4人 | 11人 | 1人 | 36人 |

※外国籍5名（中国、フィリピン、ネパール）＋帰化された方2名（フィリピン、ネパール）

②体験教室、オンライン体験講座の実施

※会場：爽風館高校

【体験教室】

- ・日時 10月23、29日 17:30～19:15
- ・参加者 28名（上記対象者、関心のある方等）

【オンライン体験講座】

- ・日時 11月17、19日 17:30～19:15
- ・参加者 11名（対象者、関心のある方等）

※ 実験道具等は爽風館高校教諭等と調整

※ 1月14、20日体験教室を実施予定

※ オンライン講座を年間を通じて受講された方々へは、「修了証書」等をお渡しする予定

③校章の決定



【製作者】

鶴崎工業高校
産業デザイン科
3年 池本 那奈さん

④校歌の決定



©IRORI Records / PONY CANYON INC.
/ KAGAYAKI RECORDS

【作詞・作曲】

阿部 真央さん（大分県出身）
※株式会社ポニーキャニオン
IRORI Records / 「KAGAYAKI
RECORDS」

※12月8日
教育委員会にて報告

⑤爽風館高校との連携

- ・学びヶ丘中職員は、12月15日から爽風館高校内の職員室に移動（12/11日に物品の搬入）
- ・管理職等と連絡調整、協議（R7取組、R8年間計画・使用教室等の調整等）
- ・学びヶ丘中の生徒駐車場は近隣に借用予定。教職員は上野丘高校を借用予定。
- ・オンライン対応については、爽風館高校の遠隔教室を使用予定（爽風館高校の使用状況を踏まえて設定） 等

県立学びヶ丘中学校の校歌（歌詞）について

学びヶ丘

作詞・作曲：阿部真央

誰もが翼広げ 羽ばたく明日がある
齢(よわい)も 時代も越え
会えた人を友と呼ぼう

美しき学舎 この場所は学びヶ丘
はじまりと門出に 風が吹く
分かち合える時を 笑い合えるこの時を
いつの日にも胸に抱いて 学びヶ丘

笑顔も この涙も
知るあなたを師と呼びたい

誇らしき学舎 その場所は学びヶ丘
立ち尽くす私も ゆるすような
遠く霞む日々が 懐かしく輝くのは
あなたと会えたから ここで 学びヶ丘